

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

| | | |
|----------------|--|----------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 特定公共賃貸住宅入居補欠者の入居順位決定及び入居者の決定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 栃木市特定公共賃貸住宅条例第10条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 栃木市特定公共賃貸住宅条例第10条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例抜粋 (入居補欠者)</p> <p>第10条 市長は、前2条の規定に基づいて入居者を選定する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>2 市長は、入居決定者が特定公共賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。</p> | |